



厚生労働省福島労働局 発表

平成 26 年 3 月 12 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
主任監察監督官 松野 正佳
電話 024 (536) 4602

除染事業者に対する監督指導結果について

福島労働局（局長 河合 智則）は、管内で実施した除染事業者に対する監督指導の結果を、以下のとおり取りまとめました。

監督指導結果の概要（平成 25 年 7 月～12 月実施分）

県内の労働基準監督署が 660 の事業者に対し、監督指導を実施した。
うち、446 の事業者に何らかの労働基準関係法令違反があり是正勧告をした（**違反率 67.6%**）。

違反件数は **1,105 件**で、割増賃金の支払、賃金台帳の作成、事前調査、保護具の使用等に関する違反が多く認められた。

この結果、平成 25 年 1 年間においては、1,047 の事業者に対し監督指導を実施し、このうち労働基準関係法令違反があったのは709 の事業者（違反率 67.7%）、違反件数は 1,784 件となりました。

福島労働局では、引き続き、除染事業者に対し、厳正に監督指導等を実施することとしています。

添付資料

・監督指導結果の概要

資料 1-1 監督指導結果

資料 1-2 表 1 監督指導実施状況、表 2 主な違反内容

資料 1-3 主な違反

・その他

資料 2 関連法条文一覧

1 監督指導結果（平成 25 年 7 月～12 月実施分）

除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、福島労働局管下の労働基準監督署が平成 25 年 7 月から 12 月末までの間に実施した監督指導の実施事業者数は 660 事業者となりました。

このうち、何らかの労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法）違反が認められたのは 446 事業者（違反率 67.6%）でした。これらの違反が認められた事業者に対しては、是正勧告書を交付し、是正に向けた指導を行いました。

また、違反件数は 1,105 件で、そのうち労働条件関係の違反は、割増賃金の支払（労働基準法第 37 条）、賃金台帳の作成（同第 108 条）、労働時間（同第 32 条）など 742 件、安全衛生関係の違反は、事前調査（労働安全衛生法第 22 条、除染電離則第 7 条）、保護具の使用（同法第 22 条、同則第 16 条）、線量の測定（同法第 22 条、同則第 5 条）、など 363 件でした（詳細は資料 1-2、1-3、関連法条文は資料 3 を参照。）。

なお、平成 25 年 1 年間では、1,047 事業者に対し監督指導を実施し、このうち 709 事業者に労働基準関係法令違反が認められたところです。（違反率 67.7%）

違反事例（25 年 7～12 月）

<労働条件関係>

- 除染等業務に従事するために必要な特別教育の時間や、内部被ばく測定の受診に要した時間を労働時間とみなさず、その時間分の賃金を支払っていなかった。（労働基準法第 24 条）
- 雨天により除染作業は中止になったものの、除染作業以外の業務に就かせることができた日において、労働者に休業を命じたにもかかわらず、休業手当を支払っていなかった。（同第 26 条）
- 時間外労働に対する割増賃金の算定の基礎に除染手当を含めておらず、支払われていた割増賃金の金額が、労働基準法で定める方法により計算した金額を下回っていた。（同第 37 条）
- 賃金台帳を作成せず、労働者に交付する給与明細をその代わりに使用していたが、労働基準法で定める記載項目を満たしておらず、賃金台帳に代わるものとしての用を成していなかった。（同 108 条）

<安全衛生関係>

- 除染作業現場に赴いた労働基準監督官が、外部被ばく線量の測定方法を確認したところ、「作業員の代表者に線量計を装着させて、作業員全体の外部被ばく線量を測定している」との回答を得たが、線量計の装着状況を確認したところ、実際は線量計が車内に放置されており、正確な被ばく線量が測定されていなかった。（除染電離則第 5 条）
- 重機を使用して放射性物質が付着した土壌の掘削を行う際、粉じんの吸入を防ぐための防じんマスクではなく、サージカルマスク（※）を使用していた。（同第 16 条）
※一般に、風邪や花粉症の人が装着しているマスクのこと。
- 特別教育の開講日と業務の折り合いが付かないことを理由に、除染等業務に関する特別教育を受講していない労働者を約半年間除染等業務に従事させていた。（同第 19 条）

2 その他の取り組み

(1) 福島環境再生事務所との連携

平成24年11月以降、特殊勤務手当（除染手当）の不払等を把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に対して情報提供を行っており、これまでに21件の情報を提供しています。

(2) 除染作業に係る労働相談窓口について

福島労働局及び県内の労働基準監督署においては、除染作業に従事する労働者からの賃金の支払、解雇等の労働条件などに関する相談を受け付けています。

労働相談窓口

署名等	所在地	電話番号	管轄
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 5F	024-536-4602 (監督課)	
福島	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎1 F	024-536-4610	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山	〒963-8025 郡山市桑野2-1 -18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡
いわき	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2255	いわき市
会津	〒965-0803 会津若松市城前2-10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
白河	〒961-0074 白河市郭内1-124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
須賀川	〒962-0834 須賀川市旭町204-1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜多方	〒966-0896 喜多方市諏訪91	0241 -22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	(仮事務所) 〒970-8026 いわき市平字田町120 ラトビル8F	0246-35-0050	双葉郡

表 1 監督指導実施状況

	25年 1月～6月	25年 7月～12月	計
監督実施事業者数	387	660	1047
違反事業者数	263	446	709
違反率 (%)	68.0%	67.6%	67.7%
違反件数	679	1105	1784
うち労働条件関係	468	742	1210
うち安全衛生関係	211	363	574

※ 前回発表分(7/24)に重複計上があったため、平成25年1月～6月の数値の一部を修正している。

表 2 主な違反内容

(1) 労働基準法違反

条文	項 目	期 間	25年 1月～6月	25年 7月～12月	計
第15条	賃金等の労働条件の明示		81	120	201
第24条	定期賃金の支払 ※		66	67	133
	・労使協定の締結なく、親睦会費や寮費・食費等を賃金から控除していたもの		36	32	68
	・内部被ばく測定に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		6	2	8
	・特別教育受講に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		16	5	21
	・特殊健康診断に要した時間に対する賃金を支払っていなかったもの		14	13	27
第26条	休業手当の支払		5	3	8
第32条	労働時間		53	121	174
第37条	割増賃金の支払		107	159	266
第107条	労働者名簿の作成		51	70	121
第108条	賃金台帳の作成		89	124	213

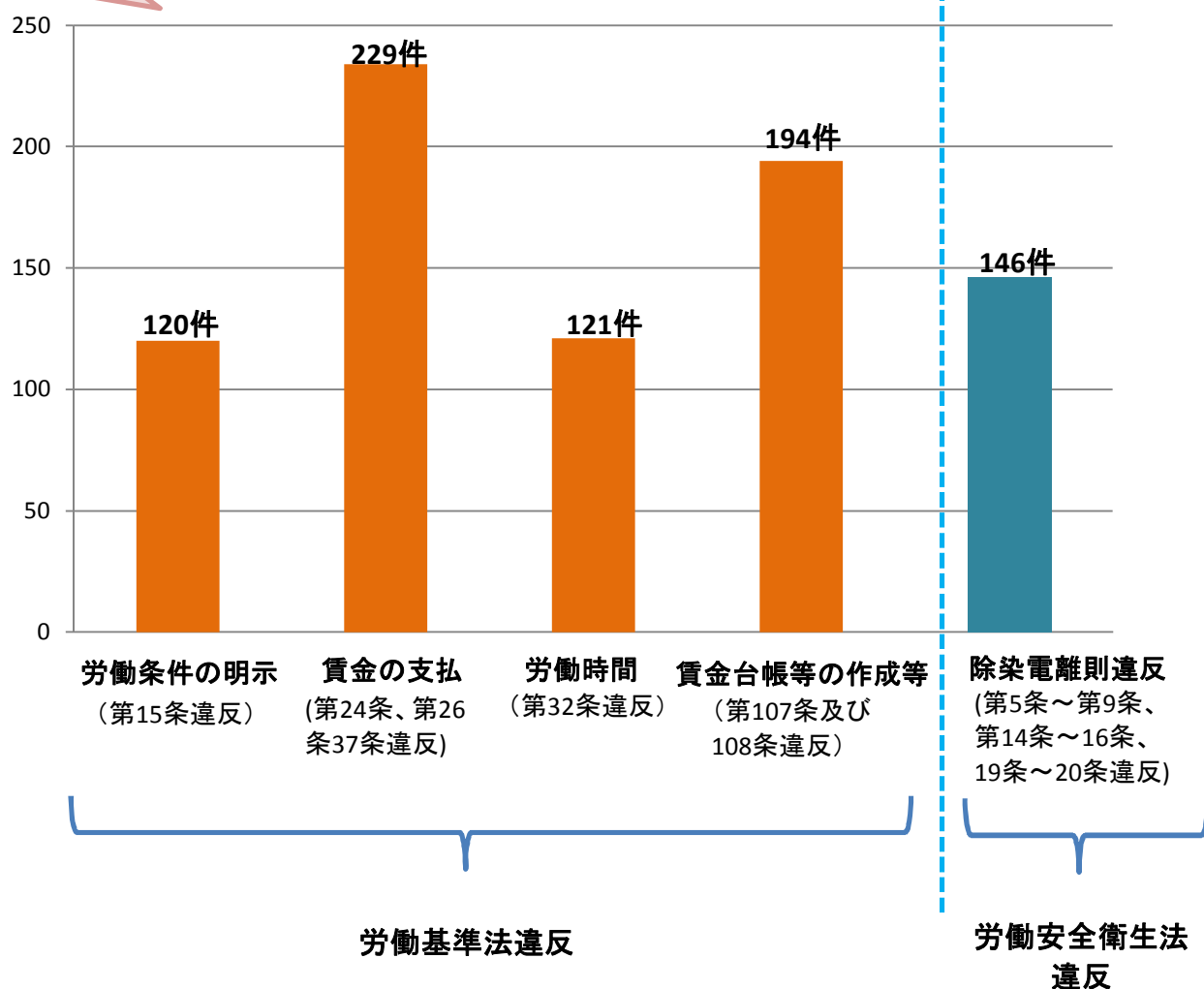
※ 「主な内訳」の各項目にそれぞれ違反がある場合は重複計上しており、また「主な内訳」以外にも違反の態様があるた「定期賃金の支払」の件数と「主な内訳」の件数の合計は一致しない。

(2) 労働安全衛生法・除染電離則違反

条文 (安衛法)	条文 (除染電離則)	期 間	25年 1月～6月	25年 7月～12月	計
第22条	第5条	線量の測定	13	18	31
	第7条	事前調査	20	44	64
	第9条	作業の指揮者	6	2	8
	第14条	退出者の汚染検査	14	8	22
	第15条	持ち出し品の汚染検査	2	3	5
	第16条	保護具の使用	7	37	44
	第26条	放射線測定器の備付け	0	0	0
第59条	第19条	特別教育の実施	16	19	35
第66条	第20条	特殊健康診断の実施	8	15	23

<主な違反>

平成25年7月～12月



労働基準法

(労働条件の明示)

第十五条

- 1 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
- 2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。
- 3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(賃金の支払)

第二十四条

- 1 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
- 2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第八十九条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

(休業手当)

第二十六条

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

(労働時間)

第三十二条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条

- 1 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場

合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- 2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- 3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- 4 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- 5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

（労働者名簿）

第七百七条

- 1 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。
- 2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

（賃金台帳）

第七百八条

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

労働安全衛生法

（事業者の講ずべき措置等）

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

（安全衛生教育）

第五十九条

- 1 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- 2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。
- 3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(健康診断)

第六十六条

- 1 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- 3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

除染電離則

(線量の測定)

第五条

- 1 事業者は、除染等業務従事者（特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。）が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内（平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。）における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物（これらに含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。次号において「高濃度汚染土壌等」という。）を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内（一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊

娠する可能性がないと診断されたものを除く。)及び妊娠中の女性にあっては一月以内)ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。

イ 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であって、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行われるもの

ロ 高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であって、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの

- 3 事業者は、前項第二号の規定に基づき除染等業務従事者に行った検査の結果が内部被ばくについて厚生労働大臣が定める基準を超えた場合においては、当該除染等業務従事者について、同項第一号で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。
- 4 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。
- 5 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部に、その他の女性にあっては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内(平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。)における除染等作業により受ける第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができる。
- 7 第二項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるものとする。
- 8 除染等業務従事者は、除染特別地域等内における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(事前調査等)

第七条

- 1 事業者は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業(以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。))を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
 - 一 除染等作業の場所の状況
 - 二 除染等作業の場所の平均空間線量率
 - 三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値
- 2 事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。
- 4 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(作業の指揮者)

第九条

事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- 一 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。
- 二 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。
- 四 除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(退出者の汚染検査)

第十四条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等作業を行わせた除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下この条において「装具」という。）の汚染の状態を検査しなければならない。
- 2 事業者は、前項の検査により除染等業務従事者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において次の各号に掲げる措置を講じなければ、当該除染等業務従事者を同項の作業場から退出させてはならない。
 - 一 身体が汚染されているときは、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をさせること。
 - 二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。
- 3 除染等業務従事者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

第十五条

- 1 事業者は、除染等業務が行われる作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。
- 2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

(保護具)

第十六条

- 1 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて厚生労働大臣が定める区分に従って、防じんマスク等の有効

な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該除染等作業に従事する除染等業務従事者に使用させなければならない。

- ２ 除染等業務従事者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条

- １ 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。
- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
 - 二 除染等作業の方法に関する知識
 - 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。）
 - 四 関係法令
 - 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い（特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。）
- ２ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(健康診断)

第二十条

- １ 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。
- 一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
 - 二 白血球数及び白血球百分率の検査
 - 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
 - 四 白内障に関する眼の検査
 - 五 皮膚の検査
- ２ 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断（定期のものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

(放射線測定器の備付け)

第二十六条

事業者は、この省令で規定する義務を遂行するために必要な放射線測定器を備えなければならない。ただし、必要の都度容易に放射線測定器を利用できるように措置を講じたときは、この限りでない。